

大和市まごころ地域福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第71号

大和市まごころ地域福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

大和市まごころ地域福祉センター条例施行規則（平成13年大和市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第2号」の次に「（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号ロに係るものに限る。）」を加え、同項第2号中「第3条第3号から第5号」を「第3条第2号（法第115条の45第1項第1号ロに係るものを除く。）から第4号」に、「同条第5号」を「同条第4号」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。